

令和元年9月5日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和元年10月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
別表第7 特別の教育を必要とする 危害のおそれの多い業務 1～11 (略) <u>12 次に掲げる電気の取扱いの 業務</u> <u>(1) 高压若しくは特別高压の充</u>	別表第7 特別の教育を必要とする 危害のおそれの多い業務 1～11 (略) <u>12 高压若しくは特別高压の充 電電路若しくは当該充電電路の 支持物の敷設、点検、修理若し</u>

電電路若しくは当該充電電路
の支持物の敷設、点検、修理
若しくは操作の業務、低圧（
直流にあつては750ボルト
以下、交流にあつては600
ボルト以下である電圧をいう。
以下同じ。）の充電電路（対地
電圧が50ボルト以下である
充電電路及び電信用の充電電
路、電話用の充電電路等で感
電による危険を生ずるおそれ
のないものを除く。）の敷設若
ししくは修理の業務（(2)に掲げ
る業務を除く。）又は配電盤室
、変電室等区画された場所に
設置する低圧の電路（対地電
圧が50ボルト以下である電
路及び電信用の電路、電話用
の電路等で感電による危険を
生ずるおそれのないものを除
く。）のうち充電部分が露出し
ている開閉器の操作の業務

(2) 対地電圧が50ボルトを超
える低圧の蓄電池を内蔵する
自動車の整備の業務

13～41 (略)

くは操作の業務、低圧（直流に
あつては750ボルト以下、交
流にあつては600ボルト以下
である電圧をいう。以下同じ。）
の充電電路（対地電圧が50ボ
ルト以下である充電電路及び電
信用の充電電路、電話用の充電
電路等で感電による危険を生ず
るおそれのないものを除く。）の
敷設若しくは修理の業務又は配
電盤室、変電室等区画された場
所に設置する低圧の電路（対地
電圧が50ボルト以下である電
路及び電信用の電路、電話用の
電路等で感電による危険を生ず
るおそれのないものを除く。）の
うち充電部分が露出している開
閉器の操作の業務

13～41 (略)

以 上